《医師用》

意　見　書

保育園施設長殿

入所児童氏名

病名［　　］

年　　月　　日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので
登園可能と判断します。

年　　月　　日

医療機関

医師名　　㊞又はサイン

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう下記の感染症について意見書の提出をお願いします。感染力のある機関に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

病　名	出　席　停　止　期　間
百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後、３日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過しかつ全身状態が ５日を経過しかつ全身状態が良好になるまで
風疹（３日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
プール熱 （咽頭結膜熱）	主要症状の消退後、２日を経過するまで
流行性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感 （O157 、O26、O111 等）	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて 連続２回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで

※上記以外にも各種伝染性疾患があります。医師に受診（相談）していただき、診断をもらってください。

きらきら保育園・きらきら保育園 *Second*

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いします。

（なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。）

登　園　届　（保護者記入）

保育園施設長殿

入所児童名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

病名　「　　」

年　　月　　日　　医療機関名「　　」において

病状回復し、生活に支障がない状態と判断されましたので登園したします。

保護者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞又はサイン

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐ事はもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

保育園入所児がよくかかる下記の感染症については、登園の目安を参考にかかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症

病　名	登園のめやす
コロナウィルス感染症	発症した後から５日を経過するまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が取れる事
伝染性紅斑 （りんご病）	全身状態が良い事
ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、 アデノウィルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウィルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良い事
帯状疱疹	全ての発疹が痂皮化してから
突発性発疹	解熱し機嫌がよく全身状態が良い事
とびひ	適切な治療をすることと、病変部を露出しなければ出席停止の必要なし。